

### 3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について

(厚生労働省関係)

#### 要望内容

- 1 被爆者に対する援護の拡充強化
- 2 黒い雨体験者に対する支援の充実及び「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定
- 3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- 4 在外被爆者の実態に即した援護の充実
- 5 被爆建物等の保存に対する支援強化
- 6 被爆体験証言・伝承事業の拡充
- 7 被爆 75 周年事業に対する支援

#### (要 旨)

##### 1 被爆者に対する援護の拡充強化

原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者並びにその遺族及び家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から 74 年が経過しようとしている今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。

また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は 80 歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっています。

こうした被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれております。

つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者並びにその遺族及び家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

## 2 黒い雨体験者に対する支援の充実及び「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定

本市では、平成 20 年度に大規模な調査を実施し、それにより判明した黒い雨降雨地域を第一種健康診断特例区域に指定するよう求めてきました。

これに対し、国は、この調査結果等が要望地域における広島原爆由来放射線による健康影響としての合理的根拠とはならないとする検討会の報告を踏まえ、被爆地域の拡大（第一種健康診断特例区域の指定）は困難であるとの見解を示されました。

一方、同報告において、黒い雨を体験したと訴える者に対し、不安軽減のための相談などの取組が有用である可能性があるとして、これを踏まえ、国は、こうした住民を対象とした相談・支援事業を新たに開始されました。

相談・支援事業では、事業開始以降、相談会参加に係る交通費の助成など、事業の充実が図られてきており、相談者からは、不安が軽減されたとの声が聞かれるなど、事業に対する一定の評価は得られています。

しかし、一方で、住民の一部から被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟が提起されるなど、被爆地域拡大を求める声も根強く聞かれます。

つきましては、こうした意見や要望、相談・支援事業実施により把握した黒い雨体験者の健康面での実態等を踏まえ、引き続き事業の充実を図っていただくとともに、被爆地域拡大の検討を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

### 3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成 25 年 12 月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、現在も訴訟が続いており、行政認定と司法判断との乖離が解消されていない状況にあることから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

### 4 在外被爆者の実態に即した援護の充実

#### (1) 在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成 28 年 1 月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。

また、本年 4 月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費の代行申請が可能となり、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。

しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。

## (2) 在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

## 5 被爆建物等の保存に対する支援強化

被爆から70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期にさしかかっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望まれています。

国においては、平成28年度から、広島・長崎にある被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、本年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところですが、被爆の実相を伝えるもの言わぬ証人として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木は失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産であり、その保存は喫緊の課題であることから、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

## 6 被爆体験証言・伝承事業の拡充

被爆地広島では、被爆者の体験や平和への思いを後世に伝えるため、公益財団法人広島平和文化センターから委嘱を受けた被爆体験証言者が現在 37 人活動しています。また、被爆から 70 年以上が経過し、被爆者の高齢化が進む中、被爆者の体験や平和への思いを受け継ぎ、後世に伝える被爆体験伝承者の養成に取り組んでおり、現在 131 人の伝承者が活動を行っています。

国内外のより多くの人々に被爆の実相や被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という思いを伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を共有していただくためには、こうした被爆体験証言者・伝承者の活動の場を広げていくことが重要であると考えております。

国におかれては、これまでの国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の運営などに加え、昨年度に被爆体験伝承者の国内外派遣等事業を創設され、本年度は修学旅行の事前学習等に資するため、事業費を拡充されたところですが、被爆者の講話を聴きたいという声も寄せられており、こうしたニーズに応えていただくため、本事業の派遣対象に被爆体験証言者を加えていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

## 7 被爆 75 周年事業に対する支援

被爆から 70 年以上が経過し、これまで、「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」との思いで、辛い過去と向き合い、自らの被爆体験を語り、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴えてきた被爆者の高齢化は確実に進んでいます。

こうした中、被爆 75 周年に当たる令和 2 年度においては、次のとおり、原子爆弾の惨禍を次の世代に伝えていくため、記念事業を実施するとともに、この節目の年を機に、核兵器のない平和な世界の実現を訴え続けるという被爆者が担ってきた使命を次代を担う若い世代へ、言わば平和のバトンとして渡していく取組を推進するための事業の展開を図りたいと考えており、これらの事業に対する財政支援について、格別の御配慮をお願いいたします。

### 【記念事業】

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック大会開催に合わせた原爆・平和展の開催

オリンピック・パラリンピック選手・役員、マスメディア、観客など国内外から訪れる多くの方々、その中でも、特に若い世代の人々に、被爆の実相に触れていただけるように、東京都内において原爆・平和展を開催します。

- ・ 広島大学旧理学部 1 号館関連の特別展等の開催

学都広島としての歴史を象徴する被爆建物であり、大学・大学院を通じた平和に関する教育・研究や若者の平和交流活動等の新たな拠点として整備を計画している広島大学旧理学部 1 号館について、歴史や保存・活用の意義等に関する特別展等を開催します。

- ・ 放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）国際シンポジウムの開催

H I C A R E 及びその構成団体により、被爆者の尊い犠牲の上に蓄積してきた被爆者医療や放射線障害の研究の成果を、世界の放射線被ばく者への医療に役立たせてきたこれまでの取組を振り返り、今後の展望を指し示す国際シンポジウムを開催します。

## 【推進事業】

- ・ 全国自治体における「ヒロシマの心」への共感拡大

平和記念式典への各自治体からの生徒の派遣拡充を促すことに加え、派遣された生徒と広島の子童・生徒が一堂に会し平和のメッセージを発信する事業の本市内外からの参加団体を増やすとともに、被爆の実相をより深く理解し各自治体において「ヒロシマの心」を発信するために、考え、学ぶ場として、意見交換会を新たに開催します。

(参 考)

1 被爆者数の推移

(単位：人)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	ピーク時
本 市	68,886	66,660	64,302	61,666	58,933	56,174	53,340	50,384	47,632	114,542 (昭和51年)
全 国	219,410	210,830	201,779	192,719	183,519	174,080	164,621	154,859	145,844	372,264 (昭和56年)

※ 各年3月31日現在

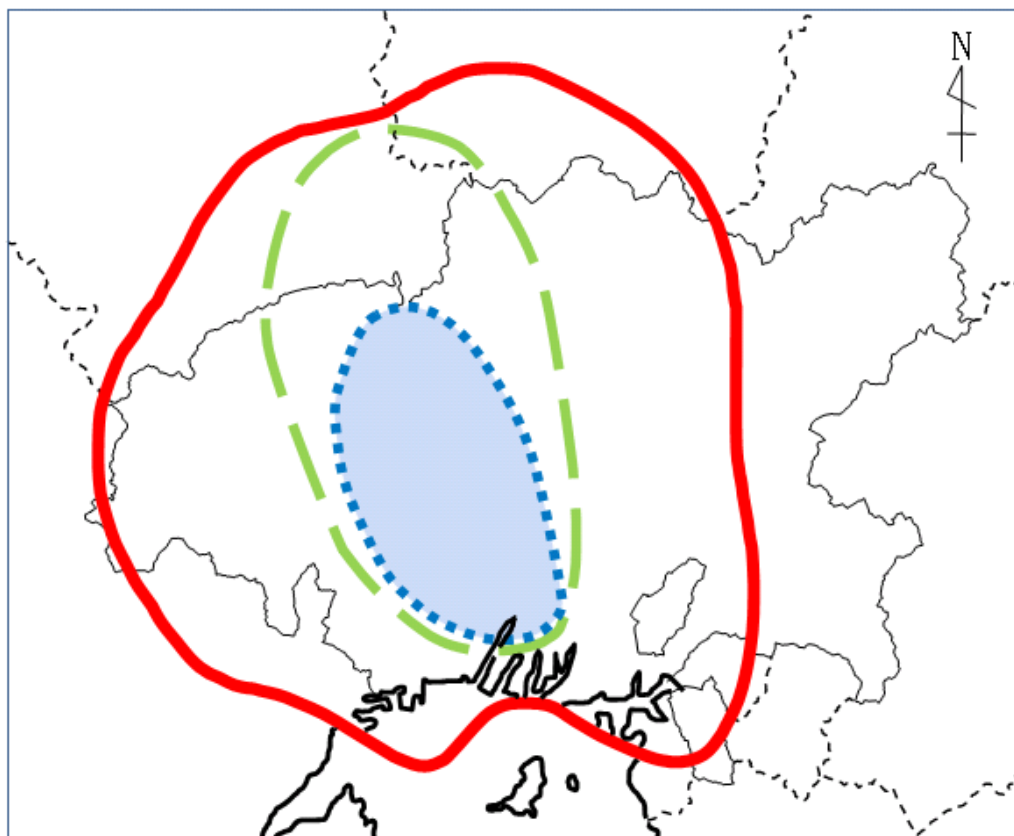
2 原子爆弾小頭症患者の現状




(単位：人)

区 分	広島市	広島県	長崎県	長崎市	北海道	神奈川県	大阪府	山口県	福岡県	合計
人 数	9	3	0	1	1	1	1	1	1	18

※ 平成31年3月31日現在

3 黒い雨降雨地域図



凡例	
	「原爆体験者等健康意識調査」 (平成20年度)で判明した降雨地域 【黒い雨体験者相談・支援事業】
	宇田小雨地域
	宇田大雨地域 (現在の第一種健康診断特例区域)



#### 4 原爆症認定被爆者数の推移

(単位：人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	ピーク時
本市	3,045	3,472	3,707	3,810	4,046	4,058	4,107	4,061	3,950	4,107 (平成29年)
全国	8,133	9,065	9,469	9,683	10,133	10,133	10,059	9,908	9,676	10,133 (平成27,28年)

※ 各年3月31日現在

※ 医療特別手当及び特別手当受給者数の合計である。

#### 5 在外被爆者への法律に基づく援護の実施状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被爆者健康手帳等の 処理件数	認定	25件	9件	8件	7件
	却下等	14件	18件	14件	4件
	計	39件	27件	22件	11件
各種手当の申請件数	健康管理手当	37件	14件	11件	13件
	保健手当ほか	33件	31件	23件	19件
	計	70件	45件	34件	32件

#### 6 被爆建物の状況について

被爆建物 85件		公共所有 22件		民間所有 63件	
非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造
30件	55件	21件	1件	9件	54件

※ 公共所有22件のうち、市所有16件、国所有(広島大学を含む)4件、県所有2件

※ 平成31年4月1日現在

#### 7 被爆樹木の樹勢の状況について

所有者	良	やや不良	不良	著しく不良	枯死寸前	計
市	10本	36本	34本	3本	—	83本
国・県	1本	8本	6本	3本	1本	19本
民間	9本	32本	15本	2本	—	58本
計	20本 (12.5%)	76本 (47.5%)	55本 (34.4%)	8本 (5.0%)	1本 (0.6%)	160本 (100%)

※ 平成31年4月1日現在

## 8 被爆体験証言・伝承者について

### (1) 被爆体験証言者

#### ア 人数

37人（うち1人が英語による講話も実施）

#### イ 活動内容

本市内での被爆体験講話（平成30年度実績 1,718回）

本市外での被爆体験講話（平成30年度実績 24回）

### (2) 被爆体験伝承者

#### ア 人数

131人（うち14人が英語による講話も実施）

#### イ 活動内容

広島平和記念資料館での定時講話（平成30年度実績 1,131回）

小・中学校等で実施される平和学習への派遣講話（平成30年度実績

市内派遣 213回，市外派遣 273回）

※ (1)、(2)とも令和元年7月1日現在